

厚木市地域コミュニティ交通運賃協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条4項に基づき設置された厚木市地域コミュニティ交通運賃協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚木市地域コミュニティ交通の運賃設定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、リーダー、サブリーダー及び委員をもって組織する。

- 2 リーダーは、厚木市都市みらい部 都市計画課 交通政策担当課長、サブリーダーは、厚木市都市みらい部 都市計画課 交通政策係長をもって充てる。
- 3 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(リーダーの職務)

第4条 リーダーは協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会は、検討内容に応じて必要な委員をリーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 協議会の設置期間は、この規程の施行の日から所掌事項が完了するまでとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附則

この規程は、令和5年12月7日から施行する。

附則

この規程は、令和8年6月11日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

厚木市地域コミュニティ交通運賃協議会委員名簿一覧

| 組織名 |
|---------------------------|
| 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 |
| 関東運輸局神奈川運輸支局 |
| 関係住民の意見を代表するものとして指名する者 |
| 厚木市 |